

## 公益社団法人 京田辺市シルバー人材センター会費規程

### (目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人京田辺市シルバー人材センター定款第 7 条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

### (会費の額)

第 2 条 会員が一事業年度に納入すべき会費は別表に定める額とする。

### (会費の免除)

第 3 条 正会員が、病気等の理由により会費の納入が困難と認められるときは、会費を免除することができる。

2 前項の規定により、会費を免除する場合は、理事会の承認を得るものとする。

### (会費の減額)

第 4 条 正会員のうち、同居する配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様事情にある者を含む。）及び親族等が正会員である場合、会費を減額するものとし、その額は一人につき、正会員の会費額の二分の一の額とする。

### (納入期日)

第 5 条 正会員の会費は、配分金の中から納入することができる。

2 会費は、毎年 1 回 5 月末日までに納入するものとする。

### (会費の使途)

第 6 条 前 2 条に規定する会費は、毎事業年度における合計額の 50%以上を当該年度の公益目的事業（実施事業等）以外に使用することができる。

### (委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

### 附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律ならびに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 従前の京田辺市シルバー人材センター正会員会費規程は、この規程の施行の日から廃止する。

附 則

この規程は、平成24年3月23日より施行する（第3条関係）

附 則

この規程は、平成30年6月1日より施行する（第2条関係）

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

なお、この規程の一部改正は、令和2年度定時総会において議決された場合に施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

なお、この規程の一部改正は、令和6年度定時総会において議決された場合に施行する。

別 表

会費区分	会費の額	
正会員	一般会員	3,600円 但し、入会初年度の会費は無料とする。
	エンジョイ会員	1,000円 但し、入会初年度の会費は無料とする。
賛助会員	個人	一口 1,000円
	団体	一口 10,000円
特別会員	免除	